



池田町告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、
本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）
第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による町営
土地改良事業（池田の杜地区 区画整理事業）月ヶ瀬工区に係る換地処分の公
告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和3年6月23日

池田町長 杉 本 博



字の区域変更内容については、別紙変更調書のとおり。

字の区域の変更調書

町営土地改良事業池田の杜地区

(月ヶ瀬工区)

次の区域を月ヶ瀬3字弓田に編入する。

大字	字	地番
月ヶ瀬	4字 破瀬出シ	17の一部